

# 快適職場づくりから労災保険の特例メリット制適用へ

労災保険には、労働災害の発生状況などにより労災保険率（労災保険額）が増減するメリット制、さらに、そのメリット制を拡大した特例メリット制があります。このメリット制及び特例メリット制は労働災害防止のため、事業主に自主的な安全衛生活動の取組みを奨励するものです。

特例メリット制は、快適職場推進計画の認定を受け、その措置を講じるなど一定の要件を満たした中小企業事業主が、都道府県労働局に労災保険率の特例の適用の申告を行うことにより適用される制度です。

## START

快適職場推進計画の申請にあたっては、  
快適職場推進アドバイザーにご相談ください。

労災保険率のメリット  
増減率が±40%の継続事業の  
中小企業事業主である。  
※1



過去3年間、労働  
災害や職業性疾病  
が発生していない。

労災保険では、一定の要件を満たす事業であれば  
労働災害の発生状況により労災保険率が増減する  
メリット制が適用され労災保険率のメリット増減  
率は、最大で±40%となります。

快適職場推進  
計画を作成した。



快適職場推進  
計画の認定



(例) 喫煙室の設置



労災保険率  
特例メリット制  
適用申告

(次の年度の  
4月1日～9月末日)

−40%がさらに  
−5%拡大して  
−45%になる。  
(3年間)  
※2

労災保険率  
決定通知書  
(次の次の年度)

## GOAL

労災保険の特例メリット制適用



厚生労働省／中央労働災害防止協会

## さあ、どうすればこの制度の適用を受けられるか、次の「特例メリット制についての事前チェックリスト」で確かめてみましょう。

⇒ 労災保険のメリット制については5ページの解説(E)、労災保険料の減額の試算例は6ページの解説(F)、必要な手続きは7ページの流れ図(快適職場づくりから労災保険の特例メリット制適用まで)でご確認ください。

### ご注意

労災保険の特例メリット制を受けることができる要件は、都道府県労働局長から快適職場推進計画の認定を受け、その措置を講じていること、継続事業(一括有期事業となっている建設の事業及び立木の伐採の事業を除く。)であってメリット制の適用のある事業であること、中小企業事業主(※1)であることとされています。なお、最低労働者数の制限がありますので、くわしくは最寄の労働基準監督署にご相談ください。

### 前頁及び上記※印について

(※1)ここでいう中小企業事業主とは、企業全体の労働者数が常時300人(金融業、保険業、不動産業又は小売業については50人、卸売業、サービス業については100人)以下である事業主とされています。

(※2)特例メリット制の適用を受けますと、労働災害が発生した場合、その後の保険率の増率幅が通常のメリット制より大きくなることもありますので、特例メリット制適用の申告に当たっては、よくご検討ください。

## 特例メリット制についての事前チェックリスト

### I 快適職場推進計画認定制度

問1

快適職場推進計画の認定制度を知っていますか。

☆は い

★いいえ

#### 解説(A) 快適職場推進計画認定制度

職場環境を改善し、快適さを向上させることは、作業者の負担が軽減され、ひいては労働災害の防止等に寄与することが期待されますが、現在、厚生労働大臣より公表されている「快適職場指針」(告示)においては、

- ① 作業環境の管理
- ② 作業方法の改善
- ③ 疲労回復支援施設
- ④ 職場生活支援施設

の4つが、快適職場づくりを進めるための指針とされています。

快適職場推進計画認定制度は、事業主が作成した快適職場推進計画(快適職場づくりを推進するための措置を実施するための計画)が、指針に照らして適切であると認められた場合に都道府県労働局長がこれを認定する制度です。

問2

あなたの事業場は快適職場推進計画の認定を受けたことがありますか。

☆は い

★いいえ

認定を受けますと都道府県労働局長名の認定証と副賞が授与されます。

これは、その事業場が快適職場づくりに意欲的に取り組んでいる証となるものであり、快適職場づくりを進めることにより労働災害の防止につながっていきます。この機会にぜひ計画の申請を検討しましょう。

申請に当たっては、快適職場推進アドバイザーがご相談に応じます。(お問い合わせ先については、8ページをご覧ください。)

問3

快適職場推進計画の認定を受けると、一定の要件を満たす中小企業事業主の方が労災保険の特例メリット制適用の申告ができますか。

☆はい

★★いいえ



**解説(B) 労災保険の特例メリット制の適用要件**

労災保険の特例メリット制の適用を受けるには、

- ① 都道府県労働局長から快適職場推進計画の認定を受け、その措置を講じていること。
- ② 継続事業(一括有期事業となっている建設の事業及び立木の伐採の事業を除く。)であってメリット制の適用のある事業であること。
- ③ 中小企業事業主※であること

をいずれも満たしていることが必要とされています。

※ここでいう中小企業事業主とは、企業全体の労働者数が常時300人(金融業、保険業、不動産業又は小売業については50人、卸売業、サービス業については100人)以下である事業主とされています。

## II 労災保険の特例メリット制

問4

労災保険の特例メリット制を知っていますか。

☆はい

★★いいえ



**解説(C) 労災保険の特例メリット制の概要**

労災保険の特例メリット制は、快適職場推進計画の認定を受けその措置を講じた中小企業事業主のうち、適用要件を満たした事業主を対象としてあり、都道府県労働局に労災保険率の特例の適用の申告を行うことにより、次年度から適用されます。

↓  
快適職場推進計画の認定年度と特例メリット制適用期間の関係については、5ページの特例メリット制の概略図をご確認ください。

問5

特例メリット制では、労災保険料が減額になる場合だけでなく、増額になる場合もありますことを知っていますか。

(特例メリット制が適用される場合の労災保険料の試算例については**解説(F)**をご覧ください。)

☆はい

★★いいえ



**解説(D)**

快適職場の認定を受け、その措置を講じた中小企業事業主が都道府県労働局に労災保険率の特例の適用の申告を行うことにより、次の年から3年間、継続事業のメリット制が適用となる事業の労災保険率の増減幅(無災害事業場であるか災害多発事業場であるかにより最大±40%)が更に±5%拡大されて±45%の増減幅になります。

↓  
メリット制が適用となる事業および要件につきましては、最寄の労働基準監督署にご確認ください。

### III 特例メリット制の適用要件

特例メリット制の適用要件の詳細については、所轄の労働基準監督署あるいは労働局労働保険適用担当課(室)(お問い合わせ先は8ページのとおり)にご確認ください。

問6

あなたの事業は、「有期事業(一括有期事業を含む)となっている建設の事業あるいは立木の伐採の事業」ですか。

☆は い

特例メリット制は適用されませんが、これからも働く人のため快適職場づくりに取り組んでください。  
(質問はこれで終わりです。)

★いいえ



問7

あなたは「中小企業事業主」ですか。

(ここでいう中小企業事業主とは、企業全体の労働者数が常時300人(金融業、保険業、不動産業又は小売業については50人、卸売業、サービス業については100人)以下である事業主です。)

☆は い

★いいえ



特例メリット制は適用されませんが、これからも働く人のため快適職場づくりに取り組んでください。  
(質問はこれで終わりです。)

問8

労災保険のメリット制(減率)の適用を受けていますか?

(メリット制の概要については、5ページの解説(E)をお読みください。)

(メリット制の適用状況については、5ページに説明がある「労災保険率決定通知書」に記載されていますので、社内の労災保険担当者、貴社委嘱の社会保険労務士、貴社が委託している労働保険事務組合等にご確認ください。)

①労災保険のメリット制(減率)の適用を受けており、減率幅は40%である。

②労災保険のメリット制(減率)の適用を受けており、減率幅は5%から35%の間である。

③労災保険のメリット制(減率)の適用は受けていない。



快適職場づくりに取り組み、特例メリット制適用の申告を検討してみましょう。

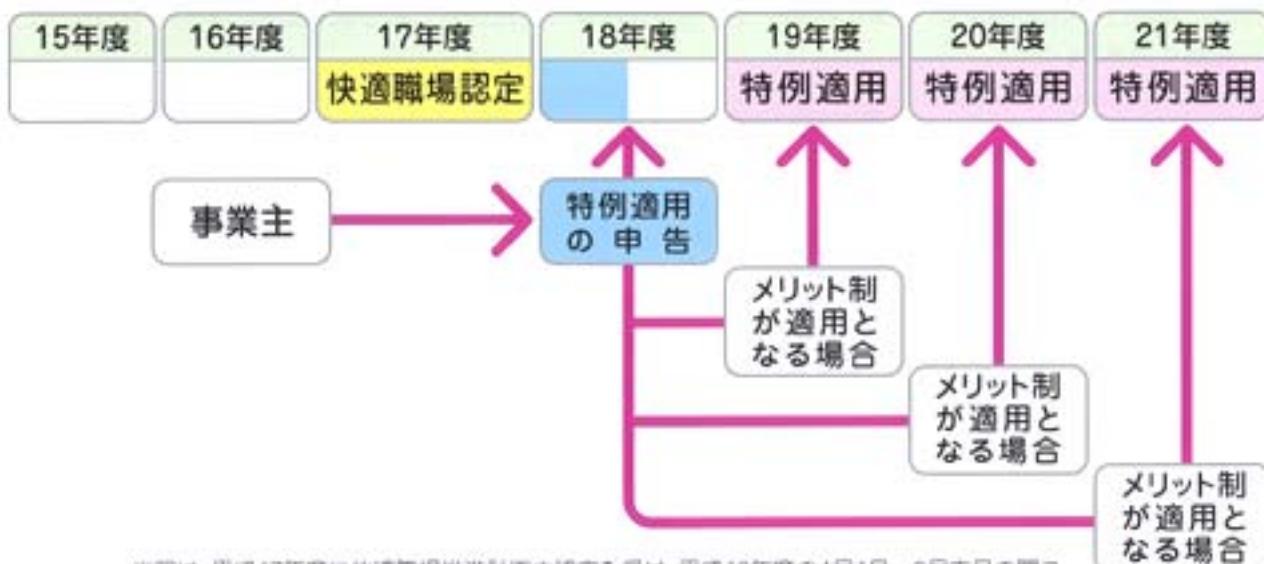
職場の安全衛生水準の一層の向上に努めましょう。また、快適職場づくりにも取り組み、特例メリット制適用の将来的な申告についても検討してみましょう。

職場の安全衛生水準の一層の向上に努めましょう。また、快適職場づくりにも取り組んでください。

以上でチェックは終ります。

- 特例メリット制の申告をめざす中小企業事業主の方は、7ページの流れ図(快適職場づくりから労災保険の特例メリット制適用まで)のとおり、まず、快適職場推進計画の作成から始めてください。
- 快適職場推進計画の認定制度についてくわしくお知りになりたい方は、都道府県快適職場推進センターがあつりしている「快適職場推進計画認定申請ガイド」などをお読みください。(中央労働災害防止協会のホームページ <http://www.jsha.or.jp/kaiteki/index.html>にも説明がありますのでご覧ください。)

## 特例メリット制の概略図



\*図は、平成17年度に快適職場推進計画の認定を受け、平成18年度の4月1日～9月末日の間に、特例適用の申告を行った場合の特例メリット制適用の概略図です。

## 解説(E) 労災保険のメリット制(継続事業)

事業主負担の公平性の確保及び災害防止努力をより一層促進する観点から、当該事業の災害等の多寡(保険給付額の多寡)に対応して、労災保険率を上げ下げする制度です。

この制度では過去3年間の実績(保険給付額)からメリット収支率を算出して、その率に応じて一定の範囲内(±40%)で労災保険率が増減します。

労働災害や職業性疾病の発生がないために労災保険による給付がなければ保険料は下がり、労働災害や職業性疾病が発生すれば保険料は上がることになります。

\*ただし、事業ごとに適用対象となる最低労働者数が決められていますので、ご注意ください。

貴社がメリット制の適用を受けているかどうかは、労災保険の年度更新時期に都道府県労働局より送付される「労災保険率決定通知書」の④の④メリット増減率欄で確認できます。減率幅40%の場合は-40%と記載されています。

平成 年 月 日									
般 労災保険特別会計歳入歳出監査官 労働局長									
労 災 保 险 率 決 定 通 知 書									
貴事業場における平成 年度の労災保険率は、労働保険の保険料の費取率に関する法律第12条第3項及び同法律第4条の2の規定に基づき、下記のとおり決定されましたので通知します。									
記									
1. 建設の事業及び立木の伐採の事業以外の事業(継続事業)									
① 労働保険番号 府県別 登録 (1) 基幹番号 機番号	② 種 類 番 号	③ メリット 収支 率 率	④ ⑤ 業者災害 に係る率	⑥ ⑦ 業者災害 に係る率	特例メリット制 適 用	有 無			
		% %	100分の 100	100分の 100	100分の 100				
2. 建設の事業及び立木の伐採の事業(一括有期事業)									
① 労働保険番号 府県別 登録 (1) 基幹番号 機番号	② 種 類 番 号	③ メリット 収支 率 率	④ ⑤ 業者災害 に係る率	⑥ ⑦ 業者災害 に係る率	⑧ ⑨ 業者災害 に係る率	⑩ ⑪ 業者災害 に係る率			
		% %	(③-④)	100分の 0.90	下表「 のとおり				

## 解説(F) 労災保険の特例メリット制の試算例

※実際に適用される保険料は、事業の種類により労災保険率が、規模等により賃金総額が異なりますので、ご注意ください。

### モデル事業場

- 労災保険率 20/1,000 (継続事業)
- 労働者数 100人
- 賃金総額 5億円 (1人当たりの年間賃金は、平均 500万円)
- 基本の労災保険料 = 賃金総額 (100人×500万円) × 20/1,000 = 1,000万円 (年額)

※ここでは、メリット制が適用されない場合の労災保険率と賃金総額の積を「基本の労災保険料」と呼ぶことにします。

### 試算に使用する計算式

#### ●メリット労災保険率

$$\text{メリット労災保険率} = (\text{労災保険率} - \text{非業務災害率}) \times \frac{100 \pm \text{メリット増減率}}{100} + \text{非業務災害率}$$

※非業務災害率は、全業種とも0.9/1,000です。

#### ●実際の労災保険料

$$\text{実際の労災保険料} = \text{賃金総額} \times \text{メリット労災保険率}$$

#### ①基本のメリット制 (±40%の範囲)

##### ・無災害事業場の場合

$$\text{メリット保険率} = \frac{20-0.9}{1,000} \times \frac{100-40(\%)}{100} + \frac{0.9}{1,000} = \frac{12.36}{1,000}$$

$$\text{実際の労災保険料} = 5\text{億円} \times \frac{12.36}{1,000} = \text{約}618\text{万円 (年額)}$$

※基本の労災保険料より約382万円減額

#### ②特例メリット制 (±45%の範囲)

##### ・無災害事業場の場合

$$\text{メリット保険率} = \frac{20-0.9}{1,000} \times \frac{100-45(\%)}{100} + \frac{0.9}{1,000} = \frac{11.405}{1,000}$$

$$\text{実際の労災保険料} = 5\text{億円} \times \frac{11.405}{1,000} = \text{約}570\text{万円 (年額)}$$

※基本の労災保険料より約430万円減額

差額約48万円

##### ・災害多発事業場の場合

$$\text{メリット保険率} = \frac{20-0.9}{1,000} \times \frac{100+40(\%)}{100} + \frac{0.9}{1,000} = \frac{27.64}{1,000}$$

$$\text{実際の労災保険料} = 5\text{億円} \times \frac{27.64}{1,000} = \text{約}1,382\text{万円 (年額)}$$

※基本の労災保険料より約382万円増額

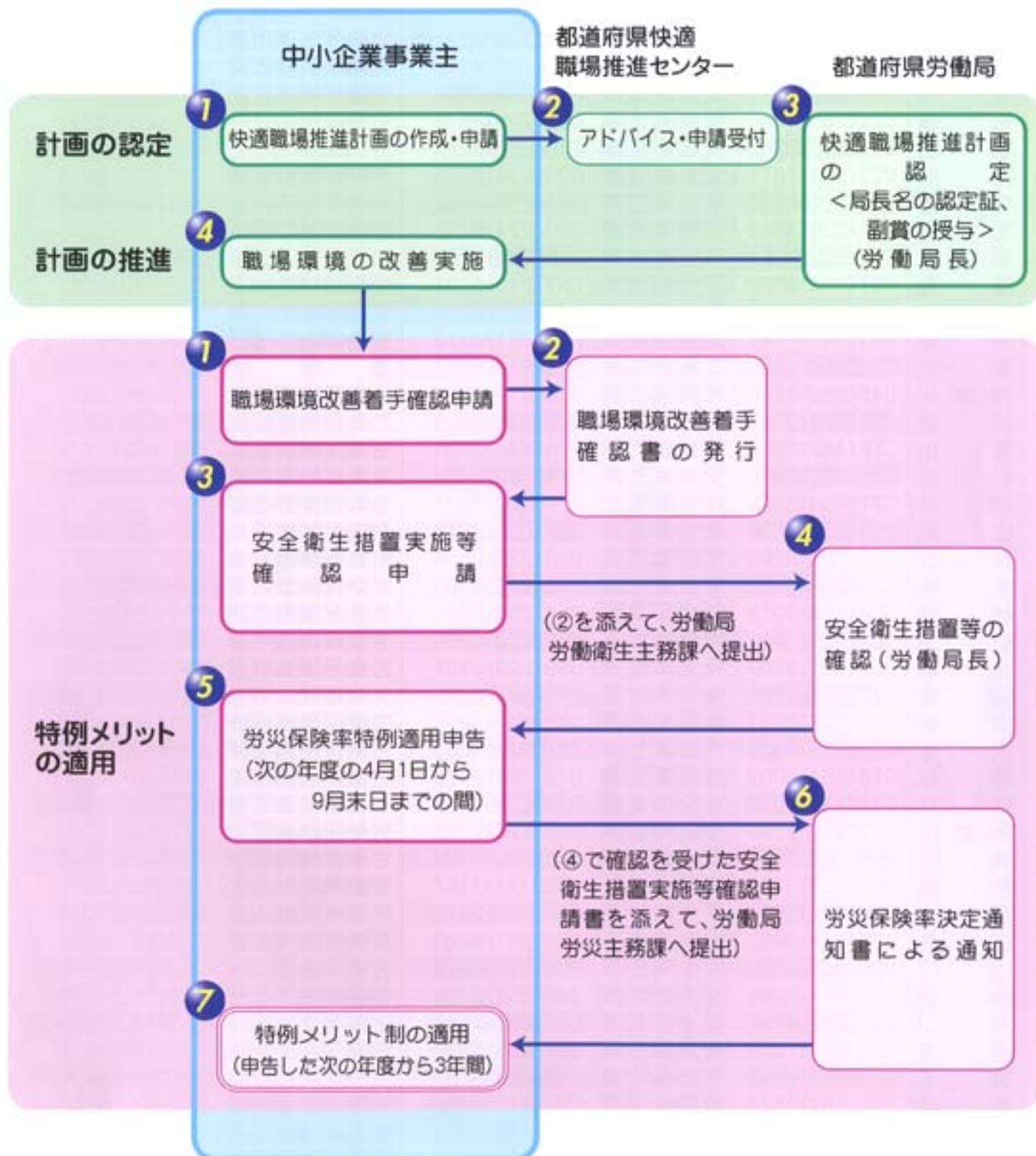
##### ・災害多発事業場の場合

$$\text{メリット保険率} = \frac{20-0.9}{1,000} \times \frac{100+45(\%)}{100} + \frac{0.9}{1,000} = \frac{28.595}{1,000}$$

$$\text{実際の労災保険料} = 5\text{億円} \times \frac{28.595}{1,000} = \text{約}1,430\text{万円 (年額)}$$

※基本の労災保険料より約430万円増額

# 流れ図(快適職場づくりから労災保険の特例メリット制適用まで)



※ただし、⑤の労災保険率特例適用申告書の提出先が同一の都道府県労働局である場合は、該当都道府県労働局労災主務課に、③の安全衛生措置実施等確認申請書（②を添付）を併せて同時に提出することができます。（この場合、④の労働局長による安全衛生措置等の確認は省略できます。）

# 快適職場推進計画の認定、労災保険特例メリット制についてのお問合せ先

快適職場推進計画の認定と計画の推進について		労働局(労働基準部)		労災保険特例メリット制について	
快適職場推進センター		労働局(労働基準部)		労働局(総務部)※東京労働局は、労働保険徴収部	
北海道	011(747)6141	労働衛生課	011(709)2311代	労働保険適用室	011(709)2311代
青森県	017(777)4686	安全衛生課	017(734)4113	労働保険徴収室	017(734)4145
岩手県	019(623)6521	安全衛生課	019(604)3007	労働保険徴収室	019(604)3003
宮城県	022(265)4091	安全衛生課	022(299)8839	労働保険徴収課	022(299)8842
秋田県	018(862)3362	安全衛生課	018(862)6683	労働保険徴収室	018(883)4267
山形県	023(643)7872	安全衛生課	023(624)8223	労働保険徴収室	023(624)8225
福島県	024(522)6717	安全衛生課	024(536)4603	労働保険徴収室	024(536)4607
茨城県	029(225)8881	安全衛生課	029(224)6215	労働保険徴収室	029(224)6213
栃木県	028(622)5391	安全衛生課	028(634)9117	労働保険徴収室	028(634)9113
群馬県	027(233)3582	安全衛生課	027(210)5004	労働保険徴収室	027(210)5001
埼玉県	048(822)3466	安全衛生課	048(600)6206	労働保険徴収課	048(600)6203
千葉県	043(241)7761	安全衛生課	043(221)4312	労働保険徴収課	043(221)4317
東京都	03(3556)1921	労働衛生課	03(3814)5317	適用課	03(3818)8239
神奈川県	045(662)5965	労働衛生課	045(211)7353	労働保険適用室	045(650)2803
新潟県	025(283)2201	安全衛生課	025(234)5923	労働保険徴収課	025(234)5921
富山県	076(442)3966	安全衛生課	076(432)2731	労働保険徴収室	076(432)2714
石川県	076(232)2973	安全衛生課	076(265)4424	労働保険徴収室	076(265)4422
福井県	0776(54)3323	安全衛生課	0776(22)2657	労働保険徴収室	0776(22)0112
山梨県	055(251)6626	安全衛生課	055(225)2855	労働保険徴収室	055(225)2852
長野県	026(223)0280	安全衛生課	026(223)0554	労働保険徴収室	026(223)0552
岐阜県	058(279)4333	安全衛生課	058(245)8103	労働保険徴収室	058(245)8115
静岡県	054(254)1012	安全衛生課	054(254)6314	労働保険徴収課	054(254)6316
愛知県	052(221)1439	労働衛生課	052(972)0256	労働保険適用課	052(219)5503
三重県	059(227)3299	安全衛生課	059(226)2107	労働保険徴収室	059(226)2100
滋賀県	077(522)1786	安全衛生課	077(522)6650	労働保険徴収室	077(522)5520
京都府	075(321)2731	安全衛生課	075(241)3216	労働保険徴収課	075(241)3213
大阪府	06(6353)7401	労働衛生課	06(6949)6500	労働保険適用課	06(4790)6340
兵庫県	078(231)6903	労働衛生課	078(367)9153	労働保険適用室	078(367)0790
奈良県	0742(36)2040	安全衛生課	0742(32)0205	労働保険徴収室	0742(32)0203
和歌県	073(432)2540	安全衛生課	073(422)2173	労働保険徴収室	073(422)2175
鳥取県	0857(52)7300	安全衛生課	0857(29)1704	労働保険徴収室	0857(29)1702
島根県	0852(23)1730	安全衛生課	0852(31)1157	労働保険徴収室	0852(20)7010
岡山県	086(225)3571	安全衛生課	086(225)2013	労働保険徴収室	086(225)2012
広島県	082(224)0832	安全衛生課	082(221)9243	労働保険徴収課	082(221)9246
山口県	083(925)1430	安全衛生課	083(995)0373	労働保険徴収室	083(995)0366
徳島県	088(654)5066	安全衛生課	088(652)9164	労働保険徴収室	088(652)9143
香川県	087(869)4790	安全衛生課	087(831)7284	労働保険徴収室	087(831)7294
愛媛県	089(921)7033	安全衛生課	089(935)5204	労働保険徴収室	089(935)5202
高知県	088(861)5566	安全衛生課	088(885)6023	労働保険徴収室	088(885)6026
福井県	092(262)7874	労働衛生課	092(411)4798	労働保険適用室	092(434)9833
佐賀県	0952(32)1519	安全衛生課	0952(32)7176	労働保険徴収室	0952(32)7168
長崎県	095(849)2450	安全衛生課	095(846)6347	労働保険徴収室	095(846)6345
熊本県	096(356)1989	安全衛生課	096(355)3186	労働保険徴収室	096(211)1702
大分県	097(532)5763	安全衛生課	097(536)3213	労働保険徴収室	097(536)7095
宮崎県	0985(25)1853	安全衛生課	0985(38)8835	労働保険徴収室	0985(38)8822
鹿児島県	099(226)3621	安全衛生課	099(223)8279	労働保険徴収室	099(223)8276
沖縄県	098(868)2826	安全衛生課	098(868)4402	労働保険徴収室	098(868)4038

このパンフレットに関するお問合せは、下記までどうぞ。

中央労働災害防止協会・中央快適職場推進センター 〒108-0014 東京都港区芝5-35-2

TEL. 03-3452-6396 FAX. 03-3454-7624 E-mail : kaiteki@jisha.or.jp